

Ⅲ 青少年の成長を社会全体で支える環境づくり

(1) 家庭・学校・地域の連携の推進（連携）

① 子育て支援体制の整備

次世代育成支援の観点に立ち、子育て支援サービスや相談機能の充実等、地域での子育て支援体制の整備による育児負担の軽減に併せ、様々な生活様式に対応した子育て支援の充実が求められます。

仕事と家庭生活の両立や地域社会活動への参加促進に向け、労働時間の短縮や労働形態の多様化等を図り、ゆとりある職場環境をつくることも必要です。それには、企業自身の意識改革に併せて、雇用されている者の意識改革を進めていくことも大切です。

○ 県民運動の醸成と子育て支援の輪の拡大

家庭や学校、地域、行政等、社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し役割を果たしていくよう、気運の醸成を図ります。また、子どもの居場所の拡大、民間の子育て支援活動の促進を図るなど、地域における子育て支援ネットワークの拡大を図ります。

- ・県民の気運の醸成
- ・地域における子育て・子育て支援の輪の拡大

○ 子育てに関する多様な支援の充実

子どもを産み育てたいと願うすべての人が安心して楽しく子育てができるよう、認定こども園、幼稚園、保育園等の施設の質・量の充実、親子の気軽な交流や相談の場の設置などの多様なニーズに対応した子育て支援の充実、経済的負担への対応等、子育てに関する様々な不安感・負担感の軽減を図ります。また、質の高い子育て支援を行うために、幼稚園教諭や保育士等の人材確保、子育て支援に携わる者の資質向上のための取組を進めます。

- ・親子の交流や相談の場の充実
- ・教育・保育等の提供体制の確保・充実
- ・経済的負担への対応

○ 子どもの健康づくりの推進

全ての親子が健やかに暮らすためには、乳幼児期の健康の維持・推進が重要となります。安心して子どもを育てることができる環境整備の一環として、保健や医療、福祉の分野間の連携を図りつつ、乳幼児の健康づくりや小児医療の充実を進めます。

- ・母子保健等の充実
- ・小児医療の充実

○ 仕事と生活の調和

仕事と生活の調和を推進するため、男女が共に仕事と家庭を両立させ、家庭や子育てに対する責任と役割を十分に果たすことができるよう、仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりを進めるとともに、職場優先の意識改革や固定的性別役割分担意識の払拭等、働き方の見直しを進めます。

- ・仕事と家庭の両立支援
- ・働き方の見直し

② 家庭の教育力向上のための支援

家庭教育は、基本的な生活習慣、人に対する信頼感、他者への思いやりや善悪の判断等の基本的倫理観等を子どもが身に付ける上で重要な役割を担っています。

また、人生を自ら切り拓いていく上で重要な職業観、人生観等も家庭教育の基礎の上に培われるものです。

保護者は、自覚と責任を持って家庭教育を行う必要があるとされている一方で、行政は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会や情報の提供等、家庭教育（保護者）を支援する施策を実施する必要があります。子どもたちの課題に対して家庭においてどのように取り組んでいけば良いのかを的確に伝えていくことも必要です。

○ 子どもを支える大人の学習機会の充実

親としての役割や子どもとの関わり方の気づきを促す「親学プログラム*28」を活用し、家庭教育の向上を図ります。

○ 「家庭の日」運動の推進

家族で食卓を囲むことは、家族の絆を深めることにつながります。家族がともに過ごす「家庭の日」運動を学校や職場等との連携や地域の協力のもとに幅広く展開していきます。家族と過ごせるような働き方の工夫なども含めた、家庭の大切さについての積極的な啓発をはじめとして、「家庭の日」運動の趣旨が県民一人ひとりに浸透していくよう取組を進めます。

- ・毎月第3日曜日「しまね家庭の日」啓発活動の推進

③ 地域と連携した学校づくりの推進

学校は、将来社会的に自立できるための基礎・基本的な知識や技術を学ぶ場です。

*28【親学プログラム】家庭教育支援を行う人が、主に就学前の乳幼児から中学校の親を対象に、親としての役割や子どもとの関わり方の気づきを促すための学習プログラム。

また、様々な学校行事や部活動等を通じて、人間性や社会性を育む大切な場でもあります。教員や保護者、地域の人々が地域全体で子どもを育むという共通の視点に立つことが重要です

こうしたことから、保護者を含めた地域の人材や施設の活用を進めるとともに、家庭や地域に対して学校の情報を提供するなど、地域に開かれた学校づくりを一層推進していく必要があります。

○ 地域人材の活用と交流・体験活動の充実

地域の方々を社会人先生として活用し、保育実習や高齢者とのふれあい活動等の交流・体験活動を通じて、地域に根ざした教育を推進します。

○ 学校の施設の開放と学校支援体制の整備

地域の身近な生涯学習の場として、学校施設や学校を利用した講座等を開講し、教員等の人材を地域へ提供することを一層進めます。また学校と地域の連携体制を築くため、地域をあげて学校を支援する体制の整備や気運を醸成するとともに、多様な形態のボランティア活動を掘り起こします。

○ 家庭・地域と連携・協働した学校運営の促進

家庭や地域に対して、学校の活動や子どもの状況、教育上の課題等についての情報を開示するとともに、保護者等による学校評価の実施や評価結果の公表を推進します。また、地域の人たちの学校訪問等、学校と家庭及び地域との連携・協働を積極的に進める学校運営を促進します。

④ 地域全体で青少年を育む意識の醸成

青少年が次代の社会を担う者として自立した社会人へと成長することは、すべての県民の願いであり、青少年の育成支援は、家庭・学校・職場だけでなく、地域社会で取り組むべき問題です。また、青少年をとによりよい地域づくりをめざすパートナーとして、今まで以上に強いつながりを持って行くことが大切です。このため、青少年育成機関・団体、ボランティア等、地域の様々な主体が連携し、青少年育成を進める必要があります。

○ 青少年育成県民運動の推進

子育てに携わっていない地域住民も含め、誰もが近隣の子どもたちに目を向け、お互いに興味・関心が持てるよう、地域における青少年育成支援に関する取組を推進します。また、青少年健全育成県民運動の推進母体である青少年育成島根県民会議の取組を支援し、県民総ぐるみの運動を推進します。

- ・青少年育成支援に関する運動やキャンペーンの展開
- ・「しまニッコ！（スマイル声かけ）県民運動」の推進
- ・青少年育成市町村民会議との連携・活性化

○ 青少年育成活動の活性化と指導者の育成

青少年育成島根県民会議や青少年育成市町村民会議との連携により、地域の青少年育成団体の活動についての情報を共有化し、各団体の活動を上げるとともに、研修等を通じた指導者の育成に取り組みます。

- ・地域力を生かした青少年活動や青少年育成活動への支援
- ・青少年育成団体の情報収集と広報
- ・青少年指導者の養成と資質向上の推進

⑤ 地域の人材活用と活動支援の充実

地域が誇る伝統文化の継承や社会体育・スポーツの振興、地域ボランティア活動を通じて、価値観を共有する様々なグループ活動を基礎とした地域活動への参画を図り、地域の活性化や新たな相互扶助の仕組み、コミュニティの構築やネットワークづくりの促進を図る必要があります。また、現在の諸活動の在り方を見直し、各団体の活動を指導する者やコーディネートする人材の育成が重要です。

地域の人材や施設等に関する情報を把握し、地域の誰もが必要な情報を得ることができ、それを活用できる仕組みづくりが必要です。特に高齢者等の様々な知恵や豊かな経験を活かし、地域の子どもを始め子育て家庭や学校に積極的に関わり、支援していくことが望まれます。また、住民が学校の教育情報の提供や施設の地域開放を働きかけ、青少年の活動や生涯学習に活用していくような取組が重要です。

また、地域に開かれた企業をめざし、学校での職業教育・職場体験への支援や地域の生涯学習の機会提供に対する協力等、地域貢献を一層促進することが望まれます。

○ 優れた青少年育成活動事例の収集・表彰の実施

青少年育成に成果をあげている地域コミュニティ（文化・スポーツ活動サークル、ボランティアクラブ等）の活動を把握し、学校や市町村等と地域コミュニティが連携して効率的に青少年の健全育成を図れるよう、実践事例の収集・紹介等、支援に努めます。また、特に優れた地域活動等の表彰等によって周知を図ります。

- ・青少年育成島根県民会議表彰・青少年健全育成功労者知事感謝状授与の実施
- ・県民いきいき活動奨励賞コース部門知事表彰

○ 県立社会教育研修センターにおける指導者養成機能の充実

県立社会教育研修センターにおいて、住民の学びや実践活動を支援する指導者の育成を推進します。また、社会教育関係者が社会教育や生涯学習の振興を図ることができるよう、情報提供や相談対応等の取組を進めます。

- ・公民館関係者等、地域における社会教育の指導者養成研修の実施
- ・情報誌やホームページ等を活用した社会教育・生涯学習に関する情報の提供

○ **公民館等を中心とした学校支援体制の整備**

各市町村や公民館等が、地域における様々な民間活動や人材の有無を把握し、学校教育に活かしたり、生涯学習の観点に立って、青少年のみならず広く地域住民に周知したりするよう働きかけます。

○ **学校教育・社会教育における体験活動の推進**

学校教育、社会教育において、子どもたちに大人や異年齢の子どもたちとの交流、集団宿泊体験活動等、人と人との関わりを主眼とした活動を多く経験させ、人間関係を構築する力を育てます。ボランティア活動や地域との協働による体験活動を通して、自己有用感の育成に取り組みます。また、家庭教育において、様々な体験活動を積むことの有益性について家庭に啓発します。

○ **地域の特性を活かした体験活動・交流機会の促進**

企業等を定年退職した方や元気な高齢者等の活躍により、地域の子育てボランティアの育成や地域の特性を活かした農林漁業体験、伝統文化・芸能継承体験等、青少年が様々な知識や技能を学ぶ、学校や地域での交流機会の拡充を支援します。

○ **読書習慣の確立に向けた取組**

学校、家庭、地域において、子どもたちが本に親しみ、読書の楽しさを感じることが出来る活動・機会を充実させるとともに、子どもたちの読書活動を支える人材や環境を整えるなど、読書習慣の確立に向けた取組を行います。

○ **学校図書館の充実・活用の推進**

県立学校や市町村における学校司書等の配置の促進により、「人のいる学校図書館」の環境を整えるとともに、地域のボランティア等の協力を得て、学校における読み聞かせの取組を推進するなど、学校図書館の充実・活用を図ります。

○ **企業の青少年育成活動の推進**

企業は地域の一員であり、地域社会に貢献するという社会的使命において、青少年の健全育成や非行防止、地域住民の生涯学習の推進に向けた取組が進められるように、事業主や雇用者等に対して啓発していきます。また、特に優れた取組を実施している企業や団体等を表彰・紹介するなど、企業等の健全育成活動を支援します。

○ **企業の学校教育への理解の促進**

次代を担う青少年が、働くことの大切さ、将来の職業について考える契機とするため、就学前からの職場見学の実施や青少年の職場体験、インターンシップの機会の拡充等、県内企業への理解を促進する取組の充実を図ります。

○ 青少年の自主性・社会性を培う活動への支援

青少年が主体的に活動できる場を提供し、自発性や創造性を尊重しながら青少年の自主性や社会性を育む活動を推進します。また、青少年に対する支援を同世代の青少年が行うなど、青少年自身のネットワークの形成や強化のため、情報提供の支援を行います。

(2) 社会環境の健全化の推進（環境整備）

① 安全安心な地域づくりの推進

登下校中の子どもが、連れ去りや誘拐等の犯罪被害に遭う事案が全国的に発生しています。通学路や子どもたちが利用する道路等の安全点検等を通じて、犯罪の被害に遭いにくいまちづくりを進める必要があります。さらに、犯罪が発生した際には、早期に行為者に指導を行い、更なる犯罪の未然防止を図ることが大切です。

○ 通学路等の防犯環境整備

通学路等の安全点検の実施、防犯灯・防犯カメラを設置する等、防犯環境の整備を進めるとともに、公園等の整備等、子どもが安心して屋外で活動することができる環境づくりを進めます。

- ・通学路等における防犯灯の設置
- ・犯罪の発生が危惧される場所への防犯カメラ設置
- ・公園設備の点検等の環境整備

○ 地域住民と連携した未然防止対策

地域の子どもは地域住民の自らの手で守り育む気運を醸成し、地域住民によるパトロールや見守り活動等を促します。

- ・「子ども110番の家」の活動を支援
- ・各種防犯ボランティア団体等による見守り活動を促進
- ・「みこぴー安全メール」配信により不審者情報等を提供

○ 連れ去りや声かけ事案の早期解決

特に地域住民に不安感を与える子どもや女性に対する声かけ、つきまとい事案等に対しては、行為者を早期に特定し、検挙又は指導・警告措置を講じることで、被害の防止を図ります。

- ・不審者の早期特定、検挙、指導・警告措置

② 有害環境の浄化対策の推進

地域住民が、地域の環境に関心を持ち、子どもの健全育成に理解を深め、有害環境の浄化活動に協力することが重要です。また、企業や事業者に対しても地域社会の一

員として、青少年の健全育成に貢献するための取組が進められるように啓発することが必要です。

○ **有害環境浄化に向けた地域住民の意識の醸成**

地域の子どもは地域住民自らの手で守り育てるために、地域の有害環境浄化についての気運を醸成するよう啓発を進めます。

- ・「島根県青少年の健全な育成に関する条例」等、各種法令の主旨の広報啓発
- ・少年補導委員等健全育成ボランティア等による街頭活動の実施

○ **違法営業の取締り等**

「島根県青少年の健全な育成に関する条例」「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」等、各種法令について営業者に周知徹底を図り、青少年の健全育成を阻害する営業形態や有害情報等の氾濫を防止するための自主規制、及び健全育成活動団体や企業間の連携を促すような取組を進めます。

- ・少年指導委員による風俗営業店への立入り等による指導
- ・違反営業者の捜査と適正な処分

○ **未成年者に飲酒・喫煙をさせないための取組**

飲酒や喫煙は、非行への第一歩です。飲酒や喫煙を繰り返すことにより、ルール無視が常態化しないように、未成年者が酒類やたばこを購入できない環境づくりを行います。

- ・酒類やたばこ販売時における年齢確認の徹底を販売業者に要請
- ・違反営業者の捜査と適正な処分

③ **インターネット等をめぐる問題対策の推進**

高度情報化社会の中では、子どもが多く情報を的確に選択し、適切に取り扱うことのできる能力を育成することが必要です。加えて、違法有害な情報から子どもを守る為の取組を地域が連携して行う必要があります。

○ **子どもに対するインターネットの適切な利用に関する教育**

学校における情報モラル教育等、関係機関が連携して、子どものインターネットの適切な利用に関する教育、啓発活動を進めるとともに、フィルタリング*29の利用促進に努めます。

*29【フィルタリング】インターネットから得られる情報について、一定の条件により受信するかどうかを選択できる機能。

- ・インターネット上の違法有害情報の現状、コミュニティサイトやスマートフォンアプリに起因する子どもの犯罪被害等の実態について保護者の理解を促進
- ・フィルタリング等家庭におけるインターネット利用にかかるルールづくりについての啓発
- ・インターネット事業者等に対するフィルタリング促進要請

○ **地域社会全体への意識啓発**

スマートフォン等の利用実態や利用にかかる被害実態等について地域住民に知らせ、地域社会全体の意識啓発を図ります。

- ・積極的な広報による地域住民の啓発
- ・携帯電話販売事業者等に対するフィルタリング促進要請

○ **家庭におけるインターネットリテラシー教育の促進**

保護者に対して、子どものスマートフォン等の使用状況を管理し、インターネット利用に起因する犯罪から子どもを守るための意識付けを行います。

- ・コミュニティサイトやスマートフォンアプリに起因する子どもの犯罪被害等の実態について保護者の理解を促進
- ・フィルタリングの設定、家庭におけるインターネット利用にかかるルールづくり、子どもの利用状況の管理等ペアレンタルコントロールの必要性についての啓発